

## 受給資格期間の短縮に伴う年金請求時の合算対象期間確認シート

項番	合算対象期間	期間	チェック欄
1	【被用者年金各法の被保険者の配偶者期間（専業主婦等）】 昭和36年4月1日～昭和61年3月31日までの間で厚生年金・共済年金加入者の配偶者であった期間 (20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
2	【学生】 ・昭和36年4月1日～平成3年3月31日までの大学・短大の学生であった期間 ・昭和61年4月1日～平成3年3月31日までの専修学校等の学生であった期間 (いずれも夜間制・通信制を除き、20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
3	【海外居住】 日本人が海外に居住していた期間 (20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
4	【厚生年金・船員保険の脱退手当金】 昭和61年3月までに受給した昭和36年4月1日以降の厚生年金（船員保険）の脱退手当金の支給期間 (20歳未満の期間も含む)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
5	【共済年金の退職一時金】 昭和54年12月までに受給した昭和36年4月1日以降の共済組合員期間 (ただし、原資を残している場合を除く)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
6	【日本国籍を取得した方又は永住の許可がされた外国籍の方】 昭和36年4月1日～昭和56年12月31日までの在日外国人期間（日本国籍取得又は永住許可を受けた者に限る） (20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
7	【日本国籍を取得した方又は永住の許可がされた外国籍の方】 昭和36年4月1日から日本国籍取得（永住許可取得）までの在外外国人期間 (20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
8	【公的年金の受給権者（国民年金給付以外）】 昭和36年4月1日～昭和61年3月31日までの間で厚生年金や共済年金などの老齢（退職）、障害、遺族のいずれかの給付を受給していた期間 (20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
9	【公的年金の受給資格を有していた方（国民年金給付以外）】 昭和36年4月1日～昭和61年3月31日までの間で厚生年金や共済年金などの老齢（退職）給付を受けるのに必要な期間を満たしていた期間 (20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
10	【国会議員】 昭和36年4月1日～昭和61年3月31日までの国会議員であった期間 (20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
11	【地方議会議員】 昭和37年12月1日～昭和61年3月31日までの地方議会議員であった期間 (20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
12	【上記8～11の配偶者であった期間】 (20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
13	【任意未納期間】 国民年金の任意加入期間のうち、保険料が未納であった期間 (20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>

上記のとおり相違ありません

平成 年 月 日 氏名

印

